

様式第二号の九（第八条の四の六関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 5 年 6 月 28 日

青森県知事 三村 申吾 殿

提出者

住 所 青森県上北郡おいらせ町松原一丁目73-1020

氏 名 日本クリーンファーム株式会社

代表取締役社長 吉原 洋明

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0178-52-4182

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 10 項の規定に基づき、令和 4 年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事 業 場 の 名 称	東北事業所 三戸農場
事 業 場 の 所 在 地	三戸郡三戸町大字貝守字籠沢 81-2
事 業 の 種 類	農業
産業廃棄物処理計画における 計 画 期 間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排 出 量	44,187.11t	全 処 理 委 託 量	187.11t
自ら再生利用を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	1,100.00t	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t
自ら熱回収を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	t	再生利用業者への 処 理 委 託 量	168.01t
自ら中間処理により減量する 産 業 廃 棄 物 の 量	42,900.00t	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t
※事務処理欄			

(日本工業規格 A 列 4 番)



計画の実施状況

(産業廃棄物の種類：動物のふん尿 )

有機物量
------

不要物等発生量
---------

自ら直接 再生利用した量
-----------------

自ら中間処理した後 再生利用した量
----------------------

排出量
-----

自ら直接埋立処分又は 海洋投入処分した量
-------------------------

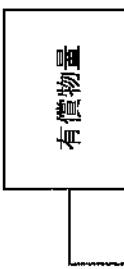
自ら中間処理した後 埋立処分又は 海洋投入処分した量
----------------------------------

項目	実績値	自ら中間処理した量	自ら中間処理した後 の残さ量	自ら中間処理した後 の残さ量	直接及び自ら 中間処理した後の 処理委託量	自ら中間処理した後 の残さ量	自ら中間処理した後 の残さ量	自ら中間処理した後 の残さ量	自ら中間処理した後 の残さ量	自ら中間処理した後 の残さ量	自ら中間処理した後 の残さ量
① 排出量	44,344t	④ 44,344t	⑥ 802t	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯
② + ⑧ 自ら再生利用を行った量	802t	④ のうち熱回収を行った量	⑦ 43,542t	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
⑤ 自ら熱回収を行った量											
⑦ 自ら中間処理により減量した量	43,542t										
③ + ⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量											
⑩ 全処理委託量											
⑪ 優良認定処理業者への 処理委託量											
⑫ 再生利用業者への処理 委託量											
⑬ 熱回収認定業者への処理 委託量											
⑭ 熱回収認定業者以外の 熱回収を行う業者への処理 委託量											

( 第 2 回 )

計画の実施状況

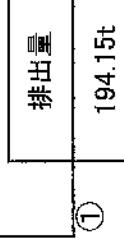
(産業廃棄物の種類: 家畜の死体)



不要物等発生量

有償物量

②



排出量  
①  
194.15t

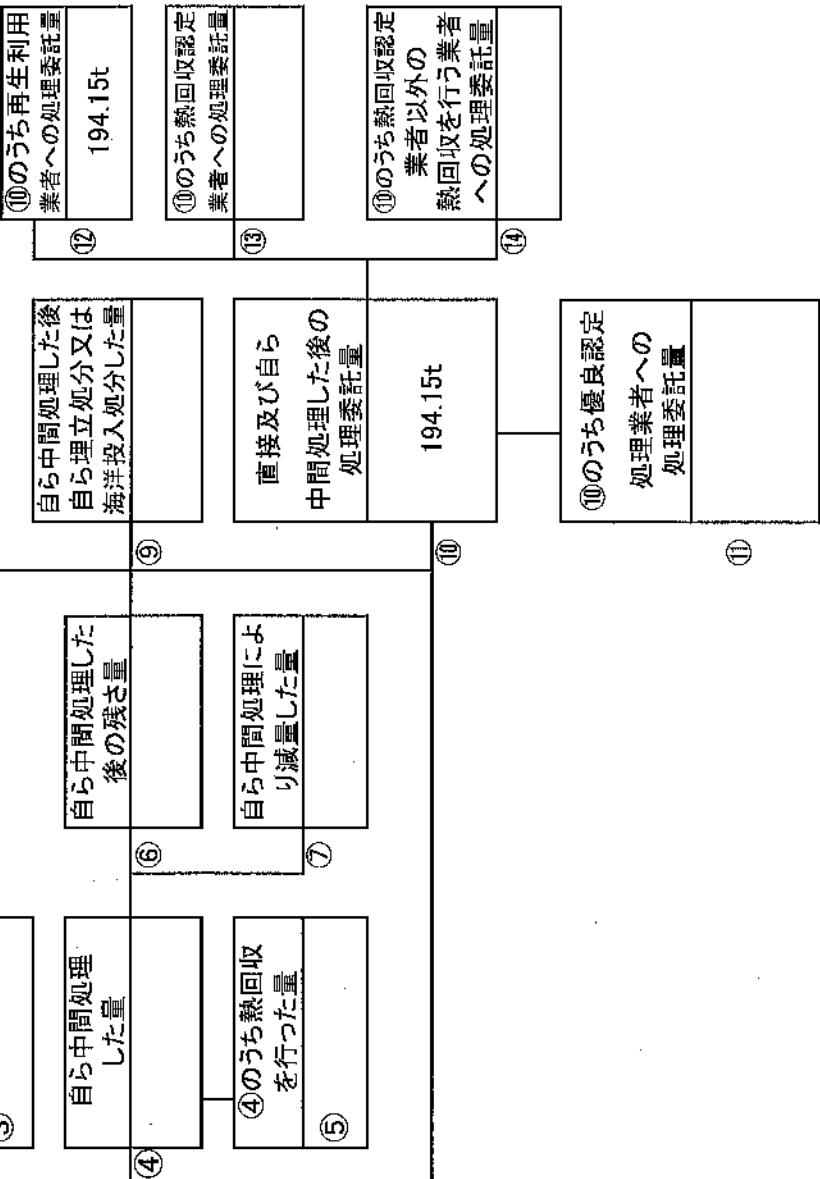
自ら直接埋立処分又は  
海洋投入処分した量  
③

自ら中間処理した  
後の残さ量  
④

項目	実績値											
① 排出量	194.15t											
②+⑧ 自ら再生利用を行った量												
⑤ 自ら熱回収を行った量												
⑦ 自ら中間処理により減量した量												
③+⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量												
⑩ 全処理委託量	194.15t											
⑪ 優良認定処理業者への処理委託量												
⑫ 再生利用業者への処理委託量	194.15t											
⑬ 熱回収認定業者への処理委託量												
⑭ 熱回収を行う業者への処理委託量												

自ら中間処理した後  
再生利用した量  
⑧

自ら直接埋立処分又は  
海洋投入処分した量  
③



自ら中間処理した後  
再生利用した量  
⑧

自ら中間処理した後  
自ら埋立処分又は  
海洋投入処分した量  
③

自ら中間処理した後  
自ら埋立処分又は  
海洋投入処分した量  
③

(第2回)

## 計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 木くず)

不要物等発生量

有償物量

自ら直接  
再生利用した量  
②自ら直接埋立処分又は  
海洋投入処分した量  
③排出量  
① 1.93t

項目 実績値

① 排出量  
1.93t自ら中間処理  
した量  
④②+⑧ 自ら再生利用を行った量  
⑤ 自ら熱回収を行った量  
⑦ 自ら中間処理により減  
量した量  
③+⑨ 自ら埋立処分を行った量  
は海洋投入処分を行った量  
⑩ 全処理委託量  
1.93t自ら中間処理した  
後の残さ量  
⑥④のうち熱回収  
を行った量  
⑤自ら中間処理によ  
り減量した量  
⑦直接及び自ら  
中間処理した後の  
処理委託量  
⑪ 1.93t自ら中間処理した後  
再生利用した量  
⑧

⑪のうち再生利用 業者への処理委託量 ⑫
⑪のうち熱回収認定 業者への処理委託量 ⑬
⑪のうち熱回収認定 業者以外の 熱回収を行う業者 への処理委託量 ⑭

自ら中間処理した後  
自ら埋立処分又は  
海洋投入処分した量  
⑩直接及び自ら  
中間処理した後の  
処理委託量  
⑪ 1.93t⑪のうち優良認定  
処理業者への  
処理委託量  
⑫  
⑪のうち再生利用  
業者への  
処理委託量  
⑬  
⑪のうち熱回収認定  
業者への  
処理委託量  
⑭

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類： 金属くず )

有價物量
------

不要物等発生量
---------

自ら直接 再生利用した量
-----------------

排出量
-----

自ら直接埋立処分又は 海洋投入処分した量
-------------------------

項目
----

実績値

自ら中間処理 した量
---------------

自ら中間処理した後  
自ら埋立処分又は  
海洋投入処分した量

① 排出量
-------

9.18t

② + ③ 自ら再生利用を行った量
----------------------

自ら中間処理した後  
の残さ量

自ら中間処理した後  
の残さ量

④ 自ら熱回収 を行った量
------------------

⑤ 自ら中間処理を行った量
---------------

自ら中間処理による  
減量

自ら中間処理による  
減量

⑥ 自ら埋立処分又 は海洋投入処分を行った量
---------------------------

自ら中間処理による  
減量

自ら中間処理による  
減量

⑦ 優良認定処理業者への 委託量
---------------------

自ら中間処理による  
減量

自ら中間処理による  
減量

⑧ 再生利用業者への処理 委託量
---------------------

自ら中間処理による  
減量

自ら中間処理による  
減量

⑨ 熱回収認定業者への処 理委託量
----------------------

自ら中間処理による  
減量

自ら中間処理による  
減量

⑩ 熱回収を行う業者への 委託量
---------------------

自ら中間処理による  
減量

自ら中間処理による  
減量

⑪ 優良認定業者への 処理委託量
---------------------

自ら中間処理による  
減量

自ら中間処理による  
減量

( 第 2 回 )

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 廃プラスチック類)

不要物等発生量	
有償物量	

不要物等発生量	
① 排出量	3.23t

項目	実績値
① 排出量	3.23t
②+⑧ 自ら再生利用を行った量	
⑤ 自ら熱回収を行った量	
⑦ 自ら中間処理により減量した量	
③+⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	
⑩ 全処理委託量	3.23t

① 排出量	3.23t	自ら中間処理した量 ④	自ら中間処理した量 ⑥	自ら中間処理による減量 ⑦	直接及び自ら中間処理した後の処理委託量 ⑨	自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は海洋投入処分した量 ⑩	自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は海洋投入処分した量 ⑪	自ら直接再生利用した量 ②	自ら直接再生利用した後 再生利用した量 ⑧
②+⑧ 自ら再生利用を行った量		④のうち熱回収を行った量 ⑤						⑫	
⑤ 自ら熱回収を行った量								⑬	
⑦ 自ら中間処理により減量した量								⑭	
③+⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量								⑮	
⑩ 全処理委託量	3.23t							⑯	
⑪ 優良認定処理業者への処理委託量								⑰	
⑫ 再生利用業者への処理委託量								⑱	
⑬ 熱回収認定業者への処理委託量								⑲	
⑭ 熱回収認定業者以外の熱回収を行った業者の処理委託量								⑳	

(第2回)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 混合廃棄物(廢プラ木くず))

不要物等発生量

不必要な  
有償物量

直接再生利用した量

排出量  
① 2.71t

直接立入処分又は  
海洋投入処分した量  
③

中間処理した後  
再生利用した量  
⑧

項目	実績値
① 排出量	2.71t
②+⑧ 自ら再生利用を行った量	
⑤ 自ら熱回収を行った量	
⑦ 自ら中間処理により減量した量	
③+⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	
⑩ 全処理委託量	2.71t
⑪ 優良認定処理業者への処理委託量	
⑫ 再生利用業者への処理委託量	
⑬ 熱回収認定業者への処理委託量	
⑭ 熱回収を行う業者への処理委託量	

項目	実績値	自ら中間処理した後 の残さ量	自ら中間処理による 減量した量	直接及び自ら 中間処理した後の 処理委託量	自ら中間処理した後 再生利用した量 ⑧	自ら直接 再生利用した量 ②	自ら直接立入処分又は 海洋投入処分した量 ③	自ら中間処理した後 再生利用した量 ⑪	自ら中間処理した後 再生利用した量 ⑫	自ら中間処理した後 再生利用した量 ⑬	自ら中間処理した後 再生利用した量 ⑭
④	⑥	⑦	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰

(第2回)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 混合廃棄物(汚泥金属))

有償物量
------

不要物等発生量
---------

自ら直接再生利用した量
-------------

自ら中間処理した後再生利用した量
------------------

排出量	実績値
①	0.006t
② + ⑧ 自ら再生利用を行った量	0.006t
⑤ 自ら熱回収を行った量	
⑦ 自ら中間処理により減量した量	
③ + ⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	
⑩ 全処理委託量	0.006t

⑪ 優良認定処理業者への処理委託量	
⑫ 再生利用業者への処理委託量	0.006t
⑬ 熱回収認定業者への処理委託量	
⑭ 熱回収を行う業者への処理委託量	

項目	実績値	自ら中間処理した後の残さ量	自ら中間処理により減量した量	直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	⑪ のうち熟回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
① 排出量	0.006t	④	⑥	⑨	⑫
② + ⑧ 自ら再生利用を行った量		④のうち熟回収を行った量	⑦		⑬
⑤ 自ら熱回収を行った量		⑤			
⑦ 自ら中間処理により減量した量					
③ + ⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量					
⑩ 全処理委託量	0.006t			⑩	⑪
⑪ 優良認定処理業者への処理委託量					⑫
⑫ 再生利用業者への処理委託量	0.006t				⑬
⑬ 熱回収認定業者への処理委託量					⑭
⑭ 熱回収を行う業者への処理委託量					

(第2画)

(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理した後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。